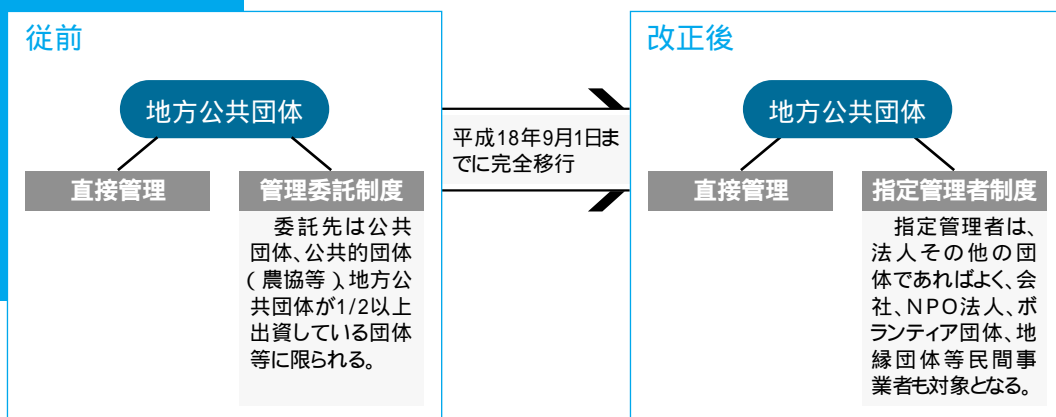


協働のために知っておきたい行政のシステム ～ 指定管理者制度ってなに? ～

公の施設の管理



地方公共団体が条例により設置している「公の施設」は、従来、直接管理または外郭団体等に委託して運営されてきました。

しかし、規制緩和の一環として、昨年、地方自治法を改正して指定管理者制度が導入されました。

これにより、企業、NPO法人、ボランティア団体、地域コミュニティ団体等広く民間事業者が、県や市町が条例で設置する運動場、プール、体育館等の体育施設、美術館、博物館、文化会館、図書館等の文化施設、老人ホーム、保育所等の福祉施設や公園、病院、駐輪場など様々な公の施設を管理できるようになりました。

兵庫県では指定手続きなどを定めた通則条例を新たに制定し、今後個々の施設ごとに検討のうえ、必要に応じて指定管理者制度に順次移行を進めることとなっています。また、神戸市では74条例を改正し、450施設について指定管理者制度の導入が可能な状態となっています。

一説では数十兆円にのぼるといわれるこの巨大市場に向けて民間企業は活発に動いていますが、NPOの動きは緩やかです。あと2年に迫ったタイムリミットを前に、今回の特集ではNPOにとって、これを一つの大きなチャンスととらえ、そのための課題を探ってみたいと思います。

Contents

- P.1-4 特集 協働のために知っておきたい行政のシステム ～指定管理者制度ってなに?～
- P.5 ひょうご発!中間支援組織事情「北播磨市民活動支援センター」
- P.6 新潟・福井豪雨災害 ボランティア緊急派遣レポート
- P.7 図説ひょうごのNPO・ひょうごの「地域づくり活動」
- P.8 プラザ通信 「ボランティア・市民活動元気アップアワード応募募集!」、他

ポイント

- 1 募集されている理由、応募する理由を考えてみましょう
- 2 情報をいち早くキャッチしましょう
- 3 申請、プレゼンテーションの能力の向上に努めましょう
- 4 指定管理者制度は行政も手探りです

2 指定管理者制度に参入するにあたってのポイント

伊丹市とセンターのお話では、まちづくりプラザはオープンしたばかりであるため、なるべく多くの市民に利用してもらうため、広報などによる認知度の向上に力を入れているとのことです。

伊丹市の事例も参考にしながら、NPOが指定管理者に選定されていくために大切と思われるポイントについてまとめてみました。

1 募集されている理由、応募する理由を考えてみましょう

行政が指定管理者を募集するには、その施設ごとに、直管で管理するより効果的・効率的に活用したいという意図があります。例えばコミュニティ施設では、行政では画一的な対応にならざるを得ませんが、地域に密着したNPO等では、地域団体等の活動実態を知り、それらのネットワークづくりができるなど、施設ハードの管理より、NPO等のノウハウを活かした事業展開が期待されるでしょう。

このため、地域にある公の施設について、ステークホルダー(利害関係者)による意見交換を始めることが大切です。さらに公募と決まれば、行政の意図を知り、自らの活動、ノウハウとどういった接点があるのか、なぜその施設の管理をするのか、どういったように事業展開をするのか、どういったメリットがあるのかを徹底的に検討して事業計画をまとめます。

2 情報をいち早くキャッチしましょう

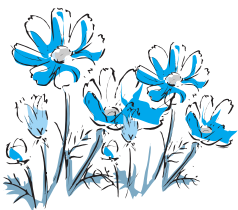
公募情報は、各自治体の広報紙や

ホームページなどで流されることが多いようですが、神戸市では管理委託されている施設のうち、指定管理者制度導入に必要な条例改正がされた施設がホームページで公表されています(トップページの市政情報bo×の公の施設の指定管理者制度)。また、全国の導入事例を紹介した書籍「指定管理者制度の導入実態と動向」(当プラザ交流サロンでも配架)や

公募速報をしているインターネットのサイト([URL:http://www.kouen.info/kansisha-koubo.html](http://www.kouen.info/kansisha-koubo.html))もあります。いち早く情報をキャッチし、十分な時間をかけて、事業計画を練ることが重要です。

3 申請、プレゼンテーションの能力の向上に努めましょう

いかに管理への熱意や能力があっても、それが行政側に伝わらないと何



もなりません。申請では、その施設の設置目的を正確に掴み、申請者が計画している事業展開にいかにかマッチしているかを文章でうまくアピールすることが必要です。このためにはやはり1のポイントをいかにおさえているかが鍵となります。

また、審査ではプレゼンテーションが行われることがありますので、短時間で管理への熱意や適性をアピールする能力を向上させることも、重要といえます。

4 指定管理者制度は行政も手探りです

指定管理者制度は新しい制度であり、行政も手探りです。また、行政、NPOともに相手をよく知っていると限りません。事業開始まもなくは試行錯誤になり、施設管理方法の細部については温度差が出たりすることもあるかも知れませんが、事業を展開していく過程を通じて互いに相手を知り、信頼関係が構築されたときから本当のパートナーシップ、お互いの長所を活かした協働が始まるといえます。

3
指定管理者制度とNPO

まず指定管理者制度への移行がどこまで進んでいるか、県内外の状況を紹介します。

左の表を見ると、伊丹市だけでなく、尼崎市や篠山市でも複数の事例が見られます。

ただし、県内に限ったことではありませんが、移行が決まっているのは新設の施設が多く、また受託したNPO法人も最近になって認証された団体が目立ちます。既設の場合、従業員の雇用対策が大きな課題です。

出向者や定年退職者が主体の場合、時間が解決すると考えられますが、プロパーの職員がいると簡単ではありません。

また、行政がお膳立てして設立したNPOが指定管理者になる例も全国的に見られます。実際に受け皿がなければ指定管理者制度も絵に描いた餅ですが、第3セクターの失敗を繰り返さない工夫が望まれます。

なお、早くから成り行きが全国的に注目されている施設に芦屋市立美術博物館があります。昨年、芦屋市は財政再建の一環として美術博物館をNPOを含む民間に移管する、も

し引受先が決まらなければ閉鎖するとの方針を明らかにしました。この点をめぐって、市民の反対署名運動や学会のシンポジウム開催など波紋が広がっています。指定管理者制度は行政サービスの向上とスリム化を目標に掲げていますが、現実には経費削減が期待されているために、この制度の対象施設リストが公表されると、同じような動きが各地で起こると思われれます。

つぎに、いわゆる中間支援施設にしばって全国的な状況を調べてみました。シーズが実施した「地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査」(平成十五年三月)によると、いわゆるボランティア活動を支援する施設を有する都道府県は三五、市町村は一五〇に上っています。ただし、すべてが条例で設置された公の施設に該当するとは限りません。ひょうごボランティアプラザも公の施設ではありません。

それはともかく、最近、横須賀市と名古屋市が指定管理者の公募を実施しました。横須賀市の場合は、従来の管理団体を含め五団体の応募があり、中には株式会社も含まれていたということ。また、昨年度、直営で発足した名古屋市の場合は三

団体の応募があり、中には東京に本部がある大きなNPOも含まれていました。選考の結果地元元の三つのNPOが結成したコンソーシアムが受託しました。選考の審議内容については、「なごやボランティア・NPOセンター」のホームページに掲載されています。ここでは開館時間の延長、会議室利用料金の有料化などが合わせて実施されました。

なお、今治市や仙台市も指定管理者制度に移行しましたが、前者は公募の結果これまでと同じNPOが受託し、後者は公募方式によらず従来運営団体「せんだい・みやぎNPOセンター」が指定管理者になりました。

さてNPOが指定管理者になると指定管理料が確保できるので経営が安定し、また施設を活用した事業の展開が容易になるなどの利点があります。しかし、施設の管理運営にはノウハウの蓄積が必要であり、民間企業などと競争して指定を勝ち取るテクニクも磨かなければなりません。NPOを支援する側でも、指定管理者に応募するNPOを対象としたセミナーの開催や相談窓口の充実などを検討する必要があります。

県内事例の紹介

- 1 姫路市立広畑障害者デイサービスセンター(新設)
(指定管理者)社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団
- 2 尼崎市青少年いこいの家(既設)
(指定管理者)財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団
(NPO法人3団体、民間法人4団体、その他の団体1団体の8団体が申請)
*指定管理者導入にあわせ水曜日休館が開館になった。
- 3 尼崎市女性センター・トレピエ(既設)
(指定管理者)NPO法人男女共同参画ネット尼崎(平成15年9月認証)
(NPO法人2団体、株式会社4社の6団体が申請)
*指定管理者導入にあわせ、全土曜日の開館時間を21:00までに延長
- 4 伊丹市北部学習センター(きららホール)(新設)
(指定管理者)NPO法人まちづくりステーションきらめき
(平成15年11月認証)
- 5 篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷(新設)
(指定管理者)株 夢こんだ(第3セクター)
- 6 篠山市西紀運動公園温水プール・多目的芝生グラウンド(新設)
(指定管理者)株 橋本電設(同社は他で複合スポーツ施設を経営。)

ひょうご発! 中間支援組織事情

このコーナーでは、県内の中間支援組織の取り組みを、設立の背景や支援対象に焦点をあててご紹介します。今回は、行政と協働して「思い」を「カタチ」にしている「北播磨市民活動支援センター」取材しました。

～市民と行政の思いがひとつのカタチに～ 北播磨市民活動支援センター

市民と行政が「市民活動の活性」という思いを共有

市民主体の「小野まつり」をはじめとして市民活動に関わっていた、特定非営利活動法人北播磨市民活動支援センター理事長の柳田吉亮さんは、活動を展開していく中で行政の縦割りに限界を感じ、「同じテーブルでコミュニケーションをはかることができる場づくり、また市民と行政、市民と市民活動をつなげる役割をする何かが必要なのではないか、そのことにより、市民活動の活性化がはかれるのではないかと考えていました。

また一方で、柳田さん等の市民活動団体と普段からかかわりのあった小野市の市民活動担当者も、柳田さんと同じ思いを持っていました。平成十三年頃に、当時は、市民活動連絡協議会「の設置を目的として市民と行政（このときは担当部署）が協議する場が発足しました。ちょうどその頃、小野市政において市民活動の活性化という観点から、市民活動の拠点づくりを重点施策として取り組んでいた。



「エクラ」完成までの仮事務所（小野市中央公民館内）

こういふところだったので。

市民と行政の思いを「カタチ」に「ソフト面とハード面から」

それぞれが同じ目的をもち、市民側は中間支援組織というソフトの必要性、行政側は市民活動支援拠点というハードの必要性を感じていました。このことが確認されたとき、思いをカタチにする作業がそれぞれに進められました。ひとつは現在建設中の小野市うるおい交流館（愛称：「エクラ」、平成十七年三月二〇日オープン予定、以下「エクラ」）です。この「エクラ」の運営委託の一切を指定管理者制度に基づき、同法人に委託するということが平成十四年十二月に決定されました。当時はまだ任意団体であったため、急きよ特定非営利活動法人北播磨市民活動支援センターが平成十五年七月に設立されました。これが市民側のひとつの動きです。約一年間でこのように迅速な動きが取れた背景には、小野市には市民活動を行政区画で区切らない、という土壌があり、そこで培われた関係があったからこそであると考えられます。

「行政区画をこえた「広域」での支援

このようにして設立された同法人の特徴は、名称にもあるとおり、「北播磨」という広域性の視点を持つことです。「市民活動に行政区画は関係ない。小野市だけが関わっていたのでは市民活動は発展しない。」つまり、行政区分を超えて連携できてこそ、

市民活動をより活性化できるといふ考えです。行政の縦割りに限界を感じていた理事長のこだわりが込められています。

歩き始めた「北播磨市民活動支援センター」の課題と期待

現在の事業は、自主事業、会館の管理運営事業主に行政や市民とのルールづくり、そして今年度四月からの受託事業の大きく三つに分けられます。

来年に「エクラ」のオープンを控えた今、同法人が課題として抱えていることがあります。それは機を同じくして始動した市民と行政の動きが、他の市民の方にとっては全て行政による動きだと思われていることです。自分たちは民間の非営利活動団体として活動していることを一から理解してもらわなければならないのです。

この課題を克服するためにも、「中間支援組織の目的、存在意義、併せてなぜ広域性にこだわるのかをひとつひとつ団体側から発信していくことの必要性を感じているところである。」と理事長は語ります。

行政の建物の管理運営を全てNPO法人が受託するという前例がほとんどないということの大変さはあります。しかし、準備段階からのNPOと行政の積み上げ作業が実際に稼働する来年が、今から楽しみです。

特定非営利活動法人 北播磨市民活動支援センター

〒675-1380 小野市王子町806-1 小野市中央公民館内
(平成16年12月まで)
TEL 0794-63-8156 / FAX 0794-62-2400
URL <http://www.6ocn.ne.jp/ksarche/>

新潟・福井豪雨災害 ボランティア緊急派遣レポート

七月十八日(日)、朝から昼前にかけて、梅雨前線の活発な動きに伴い、福井県全域に激しい雨が降り、県下で床上浸水が二万二千戸に及ぶなど大きな被害をもたらしました。

こうした災害情報に接し、阪神・淡路大震災の時に国内外から温かい励ましや支援を受けた兵庫県として、また、復旧過程で被災者に大きな元気や勇気を与えたボランティア活動を支援する全県の拠点施設としてのひょうごボランティアプラザとして、少しでも何かお役に立ちたいとの思いから、ボランティアを募り、被災地福井の鯖江市(一回)と今立町(一回)に赴きました。

七月二十三日(金)

午前七時三〇分、職員十六名が事務室に集合。前日深夜に及ぶ全体ミーティング、荷造り作業や準備物の確認、オリエンテーション用の資料づくりの追われ、全員、寝不足気味の感はあるが、表情には、いざ出陣の緊張感が漂っている。

八時から、一般募集した参加者の受付開始。並行して、作業機材(スコップ、雨具)や「震災がつなぐ全国ネットワーク」などから届出したタオルを、職員とともに、参加ボ



23日鯖江市にて

ランティアも加わり、バスに積み込む。

八時三五分、学生、主婦、会社員など総勢六八名(男四四名、女二四名)：鯖江市三七名、今立町三名)が、一路福井県に出発。

(鯖江班)

鯖江・Cを右に折れ、市内東部に位置する河和田コミュニティ(公民館)へ。現地は、車が通るとかなり埃はく、防塵マスクの携帯が欠かせない。現地「Tディネーター」がバスに乗り込み沢町、寺中町に移動。途中、道路の路肩工事の箇所がいくつも見られ、バスが通れず迂回する。川の水は土砂で濁り、流木も横たわり、豪雨の激しさを物語っていた。四

班に分かれ、三四度の炎天下の中の作業。小学生、高齢の方もいる。水分補給を十分にとお願いしたが、熱中症にならないかと不安がよぎる。被災民家の床下の泥かきやメガネ工場での床掃除など四時まで目一杯の作業。「兵庫県からわざわざ来ていただき心から感謝している」と労をねぎらう言葉に添えておにぎりの提供があった。一旦はお気持ちだけと断るが、最後はそのご厚志に甘え、皆で帰りの車中でほおばった。帰路につく参加者の顔には、人の役に立てた充実感と二心の目標を達成できた安堵感が漂う。午後八時二〇分全員無事神戸に着。随行した職員同、胸を撫で下ろす。

(今立班)

北陸自動車道武生・Cを下り、しばらく走ると、今立ふれあいプラザに

到着。災害対策本部が設置されているその場所では、ボランティアのコーディネート、備品の貸出し、衛生管理、あるいは寄付物品の受入れ等も行っており、皆様から預かったタオルや粉石けん等はこので寄付させて頂いた。

私も二行は、今立町災害対策本部の求めにより、参加者全員が紡績工場において作業を行うことになった。工場内の泥をかき出したり、泥土をかぶった絹織物を廃棄場所へ搬出したりといった力仕事を男性が担う。織物機械の間に溜まった泥かきといた、きめ細やかな作業を女性が行うこととした。三時間余りの作業で概ね片付き、廃棄場所には文字通り山のような廃棄物が積まれた。

工場の経営者から、どうすればいいか途方に暮れていたが、ここまで作業をしていただき復旧の目安が立った。心から感謝している「このねぎらいの言葉を受けている人も多く、参加者の疲労を窺うことができた。

七月二十九日(木)

今回のボランティアについては、特定非営利活動法人ブレイブユーマティイが一括して募り集めた。総勢四五名。大学生中心で、女性が過半数を超える。

八時三〇分に西宮を出発。車中で被災地の状況の説明やオリエンテーション。他已紹介を行う。笑い声が聞かれ、いたつて和やかムード。前回との雰囲気の違いを感じる。

昼前に河和田町へ。あいかわらず町



29日河和田町にて

中は埃ばい、現地のコーディネート、顔の表情は、疲れの色は隠せないが、前回より和らいでいた。この一週間で、少しずつ被災地に落ち着きが出てきたのが理由かと考えられる。作業内容は、泥かきが中心。ここでは三班に分かれた。ピアノや家具の移動。床の整地作業もあった。一人、福井が実家の女子学生がいて、泥まみれでそれも気にせず、一生懸命作業をしていたのが印象的だった。午後四時に作業終了。当日手伝ったお宅の方から、「概ね目途が立った。一人では動く気がしなかったが、これで自分も頑張れる」との声も聞き、役に立ててよかったと皆が感じる。一路西宮へ。

二回にわたる被災地への応援ボランティアの派遣。プラザにやっても二つの試練であり、今回の経験を通して多くのことを学んだ。全体をつまぐコーディネートし、人を活かすこと。協働により、1+1>2にすることの難しさ。しかし、教訓として得たものは大きい。

最後に、今回の災害応援のボランティアとして参加いただいた方々に対して、紙面を通して厚くお礼を申し上げます。

(文責 東)

今回の調査対象となった四百近くのNPO法人の活動を分析する場合、NPO法で定めた活動分野で分類し、それぞれの特色を取りだすのが先決です。しかし、こうした手法は現実には使えません。活動分野の数については制限がないので、一団体あたり平均3.5分野を挙げている、中には全分野を挙げている法人もあるからです。

認証年度別福祉系NPOおよび震災起業NPOの実数・構成比

| | 総数 | 福祉系NPO | 構成比(%) | 震災起業NPO | 構成比(%) |
|--------|-----|--------|--------|---------|--------|
| 総数 | 529 | 212 | 40.1 | 49 | 9.3 |
| 平成11年度 | 48 | 23 | 47.9 | 14 | 29.2 |
| 平成12年度 | 68 | 31 | 45.6 | 6 | 8.8 |
| 平成13年度 | 76 | 33 | 43.4 | 5 | 6.6 |
| 平成14年度 | 135 | 64 | 47.4 | 10 | 7.4 |
| 平成15年度 | 202 | 61 | 30.2 | 14 | 6.9 |

もちろん、ひとつの事業所の活動が標準産業分類の複数の項目にまたがっている例は珍しくありません。こうした場合、指定統計では売上額(生産額)のもっとも大きな業種に区分します。しかし、NPO法人の主たる活動が金額の多寡で示されるとは限りません。また、新しい事業に挑戦するNPO法人の活動を、固定的な分野の枠で把握できるかどうか疑問が残ります。

そこで今回は、「福祉」と「福祉以外」の二つに分類することを試みました。ただし、NPO法の活動分野には「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が含まれますが、ここでは各法人の設立趣旨書(NPO法人認証時の縦覧資料)に基づいて、狭義の「福祉」を主たる活動分野とする団体だけを抽出しました。この項目に関する限り、対象は平成十六年三月までに認証された五二九法人(表)です。全体では、福祉系の割合は40.1%で、認証年次別でも40%台を保っていました。しかし、平成十五年度は30.2%と大きく減っています。これは福祉系以外の法人が増加したためで、福祉系NPOの法人化が山を越したとは判断できません。

また同じ手法で、震災を契機に活動を始めた法人の割合を調べてみると10%以下で、震災ボランティア起源の団体は意外に少数です。

紹介します！「参画と協働」の取り組み

兵庫県では、暮らしやすい地域を目指したり、地域の課題の解決に取り組む団体やグループが行う様々な活動を「地域づくり活動」として位置付けています。

ひょうごボランティアプラザでは、皆さんの取り組まれている様々な「地域づくり活動」情報をホームページ(コラボネット)から発信しています。そのような情報の中から「参画と協働」に向けて取り組みを進めている情報をご紹介します。

ご紹介する内容以外にも多くの素晴らしい活動情報を発信中ですので一度ご覧いただき、皆さんの活動の推進に活かしてみたいかがでしょう。あなたも「参画と協働」に向けた新しい一歩を、ともに踏み出しませんか？

「アマモ勉強会」の開催



アマモ場は沿岸動物の生息場、保育場としてだけでなく、環境問題における温暖化防止の面からも注目されています。アマモ種子バンクでは、行政、研究者等の参加による勉強会を開き、アマモに関する情報交換や啓蒙活動に取り組んでいます。

次回の勉強会は平成17年2月の開催を予定しておりますので、沿岸域の浄化に関心のある方はぜひご参加下さい。

また、アマモ場がある明石市や赤穂市等の各機関と連携を図りながら、アマモを教材とした子どもの環境教育にも取り組んでいく予定です。

団体からのメッセージ

アマモ種子の採取、養生、保存等をお手伝いいただけるボランティアを募集しています。

アマモに関心をお持ちの方は参加して下さい。

詳しくは「アマモ種子バンク」のホームページをご覧ください。

団体の情報について

(特活)アマモ種子バンク

www.hyogo-vplaza.jp/event/group_detail.php?ID=613

地域づくり活動情報システム(コラボネット)とは・・・

地域づくり活動情報システム
コラボネット
www.hyogo-vplaza.jp

県内の「地域づくり活動」に関する情報を、インターネットを通じて広く発信し、情報の共有化、さらには団体相互の連携、交流のきっかけづくりを支援することを目的とした情報システムです。コラボネットを利用して情報発信を希望される方はプラザまでお問い合わせ下さい。 info@hyogo-vplaza.jp(コラボネット専用)



NPOパワーアップ事業 助成実施!

ひょうごボランティアプラザでは、NPOについての社会的な認知度と社会的信用を高めることを目的として、NPOの積極的な情報公開と、広報・普及啓発活動の促進、そして、組織としてのマネジメント能力の強化を図るための助成事業として、昨年度に引き続き、「NPOパワーアップ事業助成」を実施します。

募集期間

平成 16 年 9 月 1 日 (水) ~
平成 16 年 12 月 24 日 (金)

対象団体

次の条件をすべて満たす団体

- (1) 団体の主たる事務所が兵庫県内にあること。
- (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項に定める特定非営利活動(NPO)法人又はNPO法人に準ずる団体であること。

助成対象項目

ITの活用による情報公開
定期的な機関紙、情報紙の発行
セミナー、講演会等の開催を通じた団体ミッションの普及啓発事業の実施
役職員のスキルアップのための研修会等への参加
団体のマネジメント能力向上のための体制整備

助成金額

1項目5万円(各項目1回限り申請することができます。)

申請締め切り

毎月末(最終締め切りは12月24日(金)必着)
助成決定及び助成金の送金は、申請月の翌々月末を予定しています。
詳細は下記までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ・申請先】

ひょうごボランティアプラザ(兵庫県社会福祉協議会)担当:石野・永安
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー10F
TEL 078-360-8845
FAX 078-360-8848
<http://www.hyogo-vplaza.jp/>

5th ひょうごボランティアスクエア21 ボランティア・市民活動元気アップアワード

ボランティア・市民活動団体と支援者をつなぐ ボランティア・市民活動元気アップアワードに 応募してみませんか?

この「ボランティア・市民活動元気アップアワード」は、県内のボランティア・市民活動団体に賞(アワード)を授与し、その取り組みを一層元気アップしていくための取り組みです。企業や市民、団体から協賛金を募り、これを原資として、ボランティア・市民活動団体の企画提案や活動実績に対して最高100万円を贈呈します。

元気アップコース ＜企画提案型＞

元気アップ大賞(グランプリ)
100万円 1団体
元気アップ賞
20万円 4団体以上

こつこつコース ＜活動実績評価型＞

こつこつ大賞(グランプリ)
20万円 1団体
こつこつ賞
5万円 10団体以上

募集締切

平成16年11月8日(月) 当日消印有効(持参・Eメールは21時必着)

募集対象

主に兵庫県内で活動している ボランティアグループ・市民活動団体です。

平成16年1月に実施した「ボランティア・市民活動元気アップアワード」の「こつこつコース」受賞団体については、今回の「こつこつコース」には応募できません。

応募方法

下記ホームページから募集要綱と応募用紙をダウンロードすることができます。また、ひょうごボランティアプラザや各県民局、ボランティアセンター等で用紙を配布しています。詳細はホームページをご覧ください。下記までご連絡下さい。

＜お問い合わせ＞

第5回ひょうごボランティア・スクエア21 実行委員会
事務局 ひょうごボランティアプラザ(担当:高橋)
<http://www.hyogo-vplaza.jp/>
TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848
E-mail: vplaza@hyogo-wel.or.jp
〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー10階